

総社市つどいの広場事業運営事業者選定公募方プロポーザル
参加申込書等 提出事業者 各位

回 答 票

総社市保健福祉部こども課

件 名	質 問 内 容	回 答
総社市つどいの広場事業運営事業者選定公募型プロポーザル実施要領		
業務概要 (6)委託料上限額について	<p>1. こども家庭庁より、「子ども・子育て支援交付金の交付について（交付要綱）」（令和7年4月3日第七次改正）が发出されている。そちらとの単価の違いがあるが、今後修正などあるか。</p> <p>2. 同じく令和7年度より拡充された「賃借料加算」について、本事業での算定は可能となるか。</p> <p>3. 開設準備経費が算定される予定はあるか。</p> <p>4. 以下各種加算は体制が整い次第算定は可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域支援の取組の実施（加算分） <input type="checkbox"/> 配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算分） <input type="checkbox"/> 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援（加算分） <input type="checkbox"/> 研修代替職員配置（加算分） <input type="checkbox"/> 育児参加促進講習の休日実施（加算分） 	<p>1. 委託初年度であり、委託業務に地域支援加算分を含んでいないため、単価の違いがあります。現時点では、修正の予定はありません。</p> <p>2. 現時点では、算定の予定はありません。</p> <p>3. 算定の予定はありません。</p> <p>4. 算定の予定はありません。</p>
企画提案書の提出 ⑥企画提案書提出届（様式6）について	<p>1. 添付書類の資金計画とは、本業務の対象経費に限定した収支計画か、それとも本事業に係る運営全体の収支計画か。</p>	<p>1. 資金計画は、本事業に係る全体の収支計画を記載してください。</p>

<p>⑦提案見積書（様式 7 及び任意様式）について</p>	<p>1. 年度途中からの事業開始と考えられるが、初年度の収支は何か月分を想定して作成すればよいか。また、見積書は初年度分のみでよいか、それとも複数年度分（2か年分など）が必要か。</p>	<p>1. 提案見積書は、本事業運営に必要とする経費のみ、1年間分を計上してください。「総社市つどいの広場事業運営事業者選定公募型プロポーザル実施要領」(6) 委託料の上限額のとおりです。</p>
<p>書類・企画提案書及びプレゼンテーションによる評価</p>	<p>1. 現時点で定款上に「地域子育て支援拠点事業」の記載はないが、事業者として選定された後に追記する形でも認められるか。</p>	<p>1. ご認識のとおりです。</p>
<p>総社市つどいの広場事業運営業務委託仕様書（案）</p>		
<p>業務概要・運営条件</p>	<p>業務内容（基本事業）</p> <p>1. 事業対象者は「主に総社市に居住する妊婦及び乳幼児（概ね3歳未満）を持つ親とその子ども」とされており、また「原則として予約は不要とする」とあるが、運営上、「予約なしの総社市民限定の日」と「予約制で市外居住者も利用可能な日」を設ける方法でも問題ないか。</p> <p>2. 事業対象者について、「概ね3歳未満の乳幼児」と記載されているが、3歳未満の乳幼児と一緒に来所する兄妹・姉妹については、「未就学児」であれば同伴での利用を受け入れることに問題はないか。</p> <p>配置職員</p> <p>1. 「子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する保育士等を常時 2名以上配置すること」と記載されているが、“保育士等”とは具体的にどのような資格を持っているものになるか。</p>	<p>1. 仕様書（案）4 業務概要・運営条件の業務内容（基本事業）にあるように、「予約なしでの利用」が原則です。</p> <p>2. 同伴での利用を受け入れることに問題はありませんが、妊婦や乳児も利用していることから、安全面の配慮を行ってください。</p> <p>1. 保育士等とは、岡山県が実施する子育て支援員研修を受講し、修了している者です。開設時間に配置する職員のうち1名以上は保育士の資格を有する者を配置してください。</p>

	<p>2. 常時2名以上配置すること（常勤1名配置は必須とする）と記載されているが、ここでいう常勤配置とは、例えば1日6時間以上、1か月20日以上勤務など具体的な基準があるか。</p> <p>3. 職員本人またはその家族等に感染症の罹患など、予測困難な事由が発生した場合において、やむを得ず特定週の、つどいの広場や、出張ひろばの開催が困難となった際、その取扱い（代替日対応・実績 報告等）についてご教示願いたい。</p> <p>4. 開所時間中に職員が交代で1時間の休憩を取得する運用とした場合でも、常時2名以上の配置が確保されていれば、「常時2名以上の配置」という要件を満たしていると考えてよいか。</p>	<p>2. 常勤配置とは、週あたり5日、かつ、1日5時間以上開設するために必要な専従職員の配置です。</p> <p>3. 予測困難な事由が発生した場合は、直ちに本市へ連絡、協議のうえ、対応を決定します。</p> <p>4. ご認識のとおりです。</p>
<p>・その他本市で必須とする条件について</p>	<p>(1) 出張ひろば</p> <p>1. 出張ひろばを「西部親子ふれあいプラザ」で実施することとなっているが、どのような設備や備品があるのか。また、出張ひろばの光熱水費、修繕費等の管理費、物件費は除くとなっているが、出張ひろばで使用する備品は対象経費と認められるのか。</p> <p>2. 「西部親子ふれあいプラザ」の拠点スタッフ1名は必ず出張ひろばのスタッフを兼務することとあるが、拠点のスタッフが出張ひろばを開所する場合、配置は1名で良いか。</p>	<p>1. 「西部親子ふれあいプラザ」には、研修室、和室の2部屋と、手洗い場、流し台及び男子便所、女子便所の設備があります。また、研修室にはジョイントマットを敷き詰めており、絵本やおもちゃ類、大型ブロックなど備えています。その他の備品の必要性については、市で判断させていただきます。</p> <p>2. 配置は2名以上です。うち、1名は拠点スタッフの配置が必須です。</p>

	<p>3. 出張ひろば開催に必要な玩具や備品等の保管場所は確保されているのか。毎回持参する必要があるのか。</p> <p>4. 出張ひろばを週1～2回程度、1日5時間以上開所とあるが、ご利用者がいらっしゃらない場合でも終日開所しておく必要があるか。予約制などの開催は可能か。</p>	<p>3. 市が備えている備品等については、保管場所（設置場所）があります。その他、独自に持参したいものがあれば、毎回持参する必要があります。</p> <p>4. 親子が気軽に交流できる場所を開設することが目的であるため、必ず終日開所しておく必要があります。</p>
<p>一時保育事業について</p>	<p>1. 一時保育事業の担当に保育士2名（託児担当）とあるが、必ず保育士でなければならないのか。そうでない場合は具体的にどのような資格を持っているものになるのか。</p> <p>2. 一時保育事業は予約制の運営となると考えるが、利用者がいない場合であっても職員を配置する必要があるのか。</p> <p>3. 一時保育事業の利用料設定について、事業所にて設定しても良いのか。または市より統一的な料金が提示されるのか。</p> <p>4. 一時保育事業の開始時期については、「つどいの広場」事業開始と同時に実施する必要があるか。それとも、職員確保などの準備期間を設けることが可能か。</p> <p>5. 一時保育事業の定員について、「2人以上託児可能な広さ（6.6㎡以上）の確保」とあるが、面積要件 および職員配置基準を満たす場合、具体的な定員数については事業所側で設定しても差し支えないか</p>	<p>1. 保育士1名は必ず配置してください。保育士以外の保育従事者は岡山県が実施する子育て支援員研修を受講し、修了している者としします。</p> <p>2. 予約で利用者が0人の場合は、職員を配置する必要はありません。ただし、1名利用者がいる場合でも2名の配置が必要です。</p> <p>3. 今後、市より、提示する予定としています。</p> <p>4. 基本的に同時実施する必要があります。困難な場合は市に相談してください。</p> <p>5. 面積要件及び職員配置基準を満たす場合の定員数については、事前に市と協議のうえ決定する必要があります。</p>